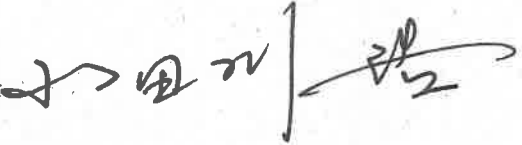


つくばみらい市規則第32号

つくばみらい市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月13日

つくばみらい市長



つくばみらい市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市国民健康保険条例施行規則（平成18年つくばみらい市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第43条第3項中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。